

# 「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更について（案）

平成 31 年 3 月  
内閣府地方創生推進事務局

## 1. 変更理由

中心市街地の活性化に関する会計検査院報告（平成 30 年 12 月）における指摘事項を踏まえ、中心市街地活性化基本計画に関する P D C A サイクルの更なる強化等を図るととともに、都市のスポンジ化に対応した遊休資産の有効活用やエリアマネジメント活動等の関連施策との連携に関する記載内容の充実を図る。

## 2. 主な変更内容

### （１）中心市街地活性化基本計画に関する P D C A サイクルの更なる強化等に係る記載内容の充実

- E B P M の観点から P D C A サイクルの強化を図るため、基本計画の取組との関係が明確な目標指標の設定や、R E S A S 等の活用による多様な評価に関する記載を充実。
- 定期フォローアップに基づき、目標の達成が難しい場合には事業の追加・変更等の計画の見直しを行う旨の記載を充実。
- 最終フォローアップにおいて、目標指標に基づく評価との整合性にも留意しつつ適切に総合的な評価を実施する旨の記載を充実。
- 計画期間終了後における P D C A サイクルの継続に関する記載を充実。
- 計画の効果的かつ効率的な推進を図るため、市町村と民間事業者、地権者、地域住民等の利害関係者との調整、国、都道府県との密接な連携等の重要性に関する記載を充実。

### （２）都市のスポンジ化に対応した遊休資産の有効活用やエリアマネジメント活動等の関連施策との連携に関する記載内容の充実

- 都市のスポンジ化に対応するため、空き地・空き家・空き店舗等の遊休資産の有効活用に関する記載を充実。
- 民間団体が主体となるエリアマネジメント活動や商店街活性化等に関する地域再生の取組との連携に関する記載を充実。